

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地縁による団体（自治会・町内会等）に係る非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して一定の要件を満たす場合</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記要件を満たす認可地縁団体が当該特例民法法人から認可地縁団体が不動産を取得した場合には、当該不動産に課されることとなる不動産取得税を非課税とする制度を創設する。</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法第73条の2、第73条の7 地方自治法第260条の2 等 〕	
要望理由	<p>公益法人制度の改革に伴い、公益法人が一般社団法人等に移行する場合、一定の特例措置が設けられた。一方、特例民法法人で地域的な共同活動を目的とする法人が自治法上の認可地縁団体へ移行する場合、特例措置が設けられていないため、認可地縁団体への移行を妨げる要因となっている。平成21年度税制改正において、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で、一定の要件を満たすものが、平成21年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した特例民法法人から残余財産を取得する場合には、その取得に伴う移転登記については、形式的な所有権移転であることから登録免許税を課さないこととされたところ。不動産取得税についても同様に措置を講ずることが適当である。</p>	
減収見込額	<p>（初年度） 56 （ － ） （平年度） 56 （ － ） （単位：百万円）</p>	
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>特例民法法人から業務を承継する目的で認可地縁団体として認可を受けた場合で、一定の要件を満たすものが当該特例民法法人から残余財産を取得する場合に、その取得に伴う移転登記に係る登録免許税の非課税措置</p>
	22年度の望	<p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>
過去の要望経緯	初	
本要望に対応する縮減案	なし	